

倶知安町営プール建替基本構想（概要版）

1 基本構想の策定について

（１）町営プールの状況

町営プールは、町民の心身の健全なる発達と体育の普及振興を目的とし昭和56年（1981年）に開業しました。

年代を問わず幅広い町民に利用されていましたが、開業から40年程度経過しており、建物、設備ともに著しく劣化している状況です。令和2年（2020年）7月には腐敗した天井鉄骨の一部が落下するなど危険な状態にあることから、診断調査を実施したところ、施設全体の耐震性不足も明らかになり、安全面を考慮し令和3年度（2021年度）からの利用を休止しています。



町営プール（内部鉄骨）

（２）基本構想策定の目的

倶知安小学校の学校プールも積雪により屋根が破損し使用できないことから、公共・学校プールを集約した新町営プールの建設を目指し、「倶知安町営プール建替基本構想」にて新施設の基本理念や規模、スケジュール案などを検討しました。



町営プール（外観・施設機能など）

2 取り巻く現状と課題

（１）町営プール施設の利用状況

使用実績

区 分	平成28年度	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
利用者数（人）					
個人	2,724	2,334	2,268	2,379	2,071
団体（ライラック、倶知安SC、山田スイミング、米坂スイミング、あや）	4,781	4,371	4,257	4,517	2,911
学校（授業、部活動等）	2,562	2,359	2,041	2,096	0
その他（水泳協会主催教室、大会等）	1,052	1,069	918	684	0
計	11,119	10,133	9,484	9,676	4,982
開館実績					
年間開館日数（日）	111	103	110	102	92
開館時間	10：00～20：30 ※土日祝は10：00～18：00				

利用状況の把握

アンケート
（利用者向け・町民向け）

水泳協会やサークル団体
施設管理者へのヒアリング

個人利用だけではなく、幼児やシニア・少年団活動や一部の小学校のプール授業など、様々な世代が教育目的や健康づくりに利用

（２）町営プールを取り巻く課題

①年齢や身体状況によらずに、誰もが使いやすく、大会利用も視野に入れた施設機能の検討が必要

○誰でも安心して使用できる設備や指導者確保
○現状同等以上のコース数
○用途に応じて対応出来る設備や運営体制
○公認プールへの配慮

②上位関連計画における要求事項と整合し、通年利用も視野に入れた効率的な維持管理を行うことのできる施設の検討が必要

○将来の人口規模に見合う施設の在り方
○通年利用のニーズ
○効率的な施設管理

③早期の供給を目指しつつ、新幹線開通やカーボンニュートラルなど、倶知安町を取り巻く外的要因への対応方策の検討が必要

○早期建替
○アクセス性の向上やコンパクトシティに対応する適地の検討
○環境配慮のための手法の検討

3 建替に関する基本的な考え方

(1) 基本方針

①バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮し、多世代が安心して快適にスポーツや健康増進活動ができる場所の提供

②施設のメンテナンスや環境への負荷が少ない施設の整備

③周辺施設の機能強化に繋がり、俱知安町の魅力を向上できる建設敷地の選定

(2) 新町営プールに求められる機能

プール機能

基本的なプール機能

メインプール

- ・25m×7レーンを基本とし多世代が安全に利用できる規模
- ・公認プールの必要性を検討しつつ各種寸法を調整

付随プール

- ・幼児用プールや歩行者用プールなどを検討

その他

- ・プールを快適にするための機能（採暖室、ジャグジー等）



参考事例) 伊達市総合体育館 プール「あかつき」



幼児用プール

町民利用機能

プール利用者に限定せず、多くの世代が健康づくりや交流のために利用できる機能

- ・総合体育館で手狭となっているトレーニングルーム、施設利用者が使用することを主とした入浴スペース
- ・体操などの運動教室やコミュニティスペースとして活用可能な多目的ルーム
- ・隣接する施設機能の集約



歩行者用プール



トレーニング室



多目的ルーム

公共施設としての機能

管理機能

事務室、救護室、監視室、物品庫、機械室、電気室、消火ポンプ室、PS等

共用機能

観覧席、ミーティングルーム、更衣室、シャワー室、WC（男子、女子）、風除室、ホール、廊下等

(3) 建設候補地の考え方

選定基準

- ・既存の町有地のうち、新町営プールの建設が可能な一定程度の規模を有する敷地（民間敷地の買収を前提としない）
- ・施設利用者の利便性が一定程度確保できる立地
- ・周辺施設との連携により、機能強化や公共施設の総面積の削減が期待できる場所

【建設候補地】

- ①世代交流センター敷地
- ②総合体育館隣地
- ③旧町営プール敷地



3 建替に関する基本的な考え方

候補地の比較

①世代交流センター敷地

- ・公民館に隣接し、社会教育分野・社会福祉分野と連携
- ・上位計画の整合（コンパクトシティ、公共施設集約など）
- ・敷地内で駐車場の増設や賑わいスペースを確保可能
- ・敷地内施設の老朽化が進んでおり、絵本館・世代交流センターを含めた周辺一帯の在り方を要検討

②総合体育館隣地

- ・スポーツ分野との連携
- ・スポーツ施設集約の位置づけとして整理可能
- ・総合体育館の将来的な建替時に敷地が不足する可能性
- ・敷地内の駐車場増設が困難
- ・新幹線開業に伴い、周辺で複数工事がバッティングし、プール建替工期に影響

③旧町営プール敷地

- ・広場敷地は不足する駐車場としても利用可能
- ・他分野との連携要素はない
- ・単純な現地建替であり、採用する場合は一定の根拠が必要
- ・高低差によるアクセスの悪さを指摘されており、多世代で利用する施設に不向きな立地条件

候補地の選定

プール施設を目的とし3候補地の条件を比較

「世代交流センター敷地」

を主たる候補地とします

【理由】

- ・町の主要な都市機能が集積する地域に位置、周辺の公民館、保健福祉会館、保育所、俱知安小学校などと連携でき、子どもから高齢者、サークル活動、親子、子育て世帯など様々な利用が期待
- ・早期の建替を進めるために、建設時に制約となる事項が少ない

(4) 施設規模の想定

中心となる「プールゾーン」のほか、事務所機能を中心とする「管理ゾーン」、機械室等を含む「共用ゾーン」、プール利用者以外も利用が可能な「町民利用ゾーン」による構成とします。

監視室を兼ねる事務室は、どの諸室からもアクセスの良い施設の中心に配置する想定とします。

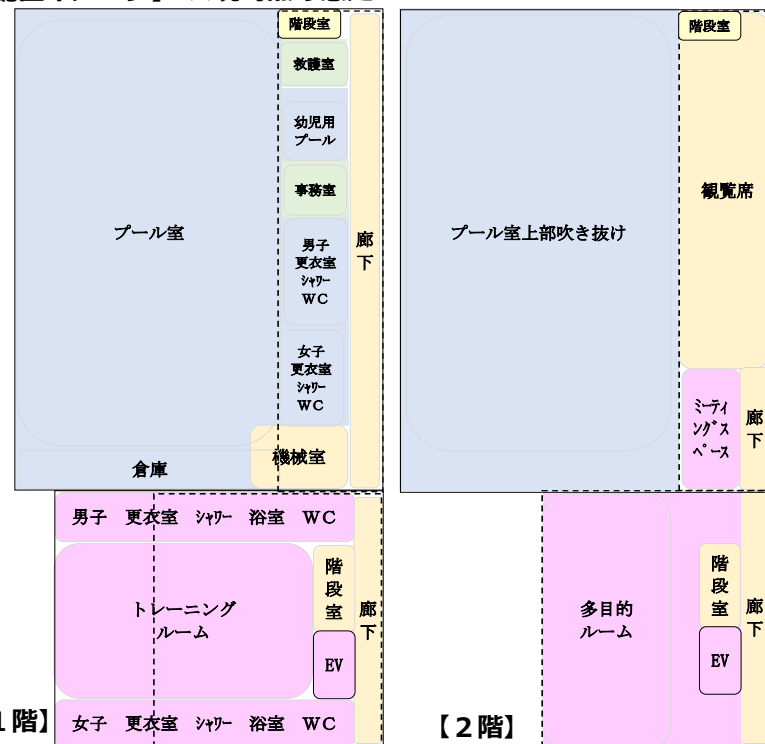
観覧席はプール全体の様子を見渡すことを想定して2階に設置。1階の町民利用ゾーンにはトレーニング室と入浴設備、2階部分には、ミーティングスペースのほか、運動教室・小規模イベント等に使用できる多目的ルールの配置を想定します。

【諸室ごとの床面積】

区分	室名	新町営プール計画面積	区分	室名	新町営プール計画面積
管理ゾーン	事務室	29.14	共用ゾーン	風除室、ホール、廊下	102.13
	救護室	14.81		観覧席、階段	203.98
	監視室	—		機械室	63.14
	小計	43.95		その他	—
プールゾーン 遊泳用プール プールサイド 周囲関連室	プール室	900.14	町民利用ゾーン	ミーティングルーム	47.74
	ジャグジー	7.05		トレーニングルーム	320.00
	採暖室	7.05		男子浴室	50.00
	男子更衣室	16.45		女子浴室	50.00
	男子シャワー室	7.43		多目的ルーム	(240.00)
	男子WC	22.09		エレベーター	20.00
	男子入場	5.27		小計	727.74
	女子更衣室	16.45	合計		2,226.66
	女子シャワー室	7.43			
	女子WC	22.09			
	女子入場	5.27			
	倉庫	69.00			
	水飲み場、洗眼	洗面所を含む			
	小計	1,085.72			

※世代交流センターの集約を想定しない場合、延床面積は（240㎡）を除いた約1,990㎡を想定

【配置イメージ】 ※現時点の想定



4 建替事業の実現化方策

(1) 環境負荷低減のための方策

建物の断熱性能向上のほか、採光時の昼光利用、自然換気など、省エネルギー性能の向上策について、先進事例などを参考としてつづ継続的に検討。建設候補地の地域性に配慮した新エネルギー設備の導入可能性について検討します。

(2) 財源計画

主に延床面積の減少を伴う施設の集約を目的とした「公共施設等適正管理推進事業債」の活用を予定します。

この事業債は、地方負担のうち、地方債に充当される比率が起債対象経費の90%と高く、元利償還金（返却金）の50%が地方交付税措置（国が地方に代わって徴収した地方税から返済）されます。

地方債に充当できない残りの10%及び起債対象外経費については、町の負担が必要となることから、今後の財政運営に支障をきたさないよう、財政負担の軽減に努めます。

総事業費

<国庫補助等交付金>

<地方債>公共施設等適正管理推進事業債など
充当率：起債対象経費の90%
元利償還金の50%交付税措置

<基金>公共施設整備

<一般財源>

起債充当後の残り10%
起債対象外経費（備品、集約を伴わない機能など）

(3) 事業方式の検討

町営プールの建替には、建設費用のほか建設後の建物の維持管理も含めて、多額の費用を要することが想定されます。

よって、俱知安町の財政負担を可能な限り軽減しつつ、効率的で質の高い公共サービスを提供するため、事業化のスピードや建設コストの縮減、効率的な管理・運営などのメリットが期待される民間ノウハウを活用した事業方式について、実現性の検証などを進めつつ、今後も継続的に検討します。

なお、直接建設などの従来型の事業方式を採用する場合も、民間事業者に施設の管理を担ってもらう指定管理者制度の活用など、民間事業者との連携方策について検討を行います。

(4) 整備スケジュール

新町営プールの建設について、令和4年度（2022年度）～5年度（2023年度）に基本計画を策定し、令和5年度（2023年度）から既存建物の解体事業への着手を予定します。

その後、令和6年度（2024年度）に新町営プールの設計を行い、令和7年度（2025年度）に新町営プールの施工を行った後、令和8年度（2026年度）に集約施設の解体を行う計画とします。

	令和3年度 2021年度			令和4年度 2022年度			令和5年度 2023年度			令和6年度 2024年度			令和7年度 2025年度			令和8年度 2026年度		
基本構想				基本構想														
基本計画					基本計画													
事業者選定								要求水準 審議決定	事業者 選定									
設計										基本設計・実施設計								
施工													施工					
解体													建設敷地・集約施設の解体					

俱知安町営プール建替基本構想（概要版）

令和4年（2022年）10月策定

俱知安町教育委員会

メール：taiikukan@town.kutchan.lg.jp

電話：0136-22-2288（俱知安町総合体育館）